館林市の条例で指定した寄附金の対象法人 平成28年8月1日現在

寄附金の区分	法人所在地	控除対象寄附金等
条例第34条の7第1項	館林市	公益社団法人館林市シルバー人材センターに対する寄附金
第5号に掲げる寄附金		公益社団法人館林青年会議所に対する寄附金
条例第34条の7第1項	館林市	学校法人関東学園に対する寄附金
第6号に掲げる寄附金		学校法人光楽学園に対する寄附金
		学校法人富士学園に対する寄附金
条例第34条の7第1項	館林市	社会福祉法人館林市社会福祉協議会に対する寄附金
第7号に掲げる寄附金		社会福祉法人光生会に対する寄附金
		社会福祉法人聖ルカ会に対する寄附金
		社会福祉法人全仁会に対する寄附金
		社会福祉法人館林つつじ会に対する寄附金
		社会福祉法人館林双葉会に対する寄附金
		社会福祉法人ひかり会に対する寄附金
		社会福祉法人宝寿会に対する寄附金
		社会福祉法人ポプラ会に対する寄附金
		社会福祉法人まつ葉の会に対する寄附金
		社会福祉法人山びこ会に対する寄附金
	邑楽町	社会福祉法人館邑会に対する寄附金

[※]上記法人については、群馬県においても条例指定されております。